

第2回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和5年2月28日(火) 午前10時00分 午前11時10分
2 場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室
3 出席農業委員	1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員 7 土居委員
欠席農業委員	6 赤坂委員
推進委員	大藤推進委員, 建山推進委員, 半田推進委員, 西原推進委員, 沖野推進委員, 岡田推進委員, 土居推進委員, 須賀推進委員, 西野推進委員, 大木推進委員, 亀田推進委員, 山本推進委員, 佐伯推進委員
4 説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池主事
5 審議案件	議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第10号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について 議案第12号 非農地証明申請について 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第4号 農地法第4条の規定による届出について 議案第13号 竹原市農業振興地域整備計画の変更(案)の協議について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和 5 年第 2 回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、7 番土居委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、6 番 赤坂委員です。 それでは、日程第 1、議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 1 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、東野町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計 4 筆、地目はいずれも畑、面積は計 1,172 m²です。 申請の事由は、農業経営を拡大するために申請されたものです。 営農計画は野菜、無花果、栗を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から南西へ約 300m 付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 2 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、東野町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 1,402 m²です。 申請の事由は、農業経営を拡大するために申請されたものです。 営農計画はブルーベリーを作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、賀茂川中学校から南へ約 800m 付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第2，議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ，参考資料の2ページをご覧ください。 申請地は，東野町字〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇の計5筆，地目は田が1筆，畑が4筆，面積は計272.60㎡です。 農道を整備するため，転用申請するものです。 既に工事を完了していたため，所有者から始末書の提出を受けており，所有者は深く反省し，今後は関係法令を順守する旨誓約されております。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は，賀茂川中学校から南へ約800m付近にあります。 現地確認時，既に農道が整備されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ，参考資料の3ページをご覧ください。 申請地は，新庄町〇〇の1筆，地目は田，面積は1,586㎡です。 資材置場として利用するため，転用申請するものです。 既に資材置場として利用していたため，所有者から始末書の提出を受けており，所有者は深く反省し，今後は関係法令を順守する旨誓約されております。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。

沖野 推進委員	申請地は、賀茂川中学校から東へ約 1,000mにあります。 現地確認時、既に資材置場として利用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第3、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」 を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 1番の申請地は、福田町〇〇・〇〇・〇〇合併の1筆、地目は田、面積は819 ㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本 推進委員	申請地は、JR大乗駅から東へ約450m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の5ページをご覧ください。 2番の申請地は、福田町〇〇の1筆、地目は畑、面積は152㎡です。 駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。 説明は以上です。

議 長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本 推進委員	申請地は、J R 大乗駅から北東へ約 1,000m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 6 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、竹原町〇〇（仮換地〇〇）の 1 筆、地目は田、面積は 201 ㎡（換地後の面積は 139.46 ㎡）です。 自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第 3 種農地 です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北へ約 700m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 4 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 3 ページ，参考資料の 6 ページをご覧ください。 4 番の申請地は，竹原町〇〇（仮換地〇〇）の 1 筆，地目は田，面積は 235 m²（換地後の面積は 162.89 m²）です。 自己住宅の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり，区画整理区域内にある第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は，竹原市役所から北へ約 700m 付近にあります。 現地確認時，耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 5 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ，参考資料の 6 ページをご覧ください。 5 番の申請地は，竹原町〇〇（仮換地〇〇）の 1 筆，地目は田，面積は 260 m²（換地後の面積は 179.97 m²）です。 自己住宅の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり，区画整理区域内にある第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は，竹原市役所から北へ約 700m 付近にあります。 現地確認時，耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 6 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 1 ページをご覧ください。 6 番の申請地は、東野町〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 23 m ² です。 宅地進入路の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から南西へ約 300m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 4、議案第 10 号「農地法第 5 条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 7～8 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、新庄町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計 4 筆、地目はいずれも田、面積は計 1,559 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転する許可を令和 3 年 11 月 30 日付指令竹農委第 5-3-54 号で許可を受けたものです。 資材の入荷が遅れている等の理由により、工期を令和 4 年 11 月 30 日までから、令和 5 年 2 月 28 日までに変更するため、履行延期承認申請があったものです。 工期後の申請であるため、所有者から始末書の提出を受けており、所有者は深く反省し、今後は関係法令を順守する旨誓約されております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
渡橋委員	期限が本日（2 月 28 日）となっているが、工事は終わっているのか。

西原 推進委員	期限が近い履行延期申請については、現在の工事の進捗状況についても説明してほしい。
土居 推進委員	許可後の案件についても、事務局から業者へ指導を徹底して行い、期限前に履行延期の申請を提出してもらう必要があると思う。
事務局員	現場を確認したところ、工事は計画どおり実施されており、完了していました。 今後は業者へ指導し、履行延期申請をする場合には、期限前に申請書を提出してもらうように努めます。
議 長	他にご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の9～10ページをご覧ください。 2番の申請地は、福田町〇〇、〇〇、〇〇の計3筆、地目はいずれも田、面積は計1,496㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転する許可を令和3年11月30日付指令竹農委第5-3-58号で許可を受けたものです。 資材の入荷が遅れている等の理由により、工期を令和4年11月30日までから、令和5年2月28日までに変更するため、履行延期承認申請があったものです。 工期後の申請であるため、所有者から始末書の提出を受けており、所有者は深く反省し、今後は関係法令を順守する旨誓約されております。 現場を確認したところ、工事は計画どおり実施されており、完了していました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 11～12 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、吉名町〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 2,588 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、地上権を設定する許可を令和 3 年 12 月 27 日付指令竹農委第 5-3-61 号で許可を受けたものです。 資材の入荷が遅れている等の理由により、工期を令和 4 年 12 月 27 日までから、令和 5 年 2 月 28 日までに変更するため、履行延期承認申請があったものです。 工期後の申請であるため、所有者から始末書の提出を受けており、所有者は深く反省し、今後は関係法令を順守する旨誓約されております。 現場を確認したところ、工事は計画どおり実施されており、完了していました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に 4 番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 13～14 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、東野町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目はいずれも田、面積は計 3,051 m ² です 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転する許可を令和 4 年 2 月 28 日付指令竹農委第 5-4-4 号で許可を受けたものです。 資材の入荷が遅れている等の理由により、工期を令和 5 年 2 月 28 日までから、令和 5 年 3 月 31 日までに変更するため、履行延期承認申請があったものです。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に 5 番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 15～18 をご覧ください。 5 番の申請地は、竹原町〇〇（仮換地〇〇）、〇〇（仮換地〇〇）、〇〇（仮換地〇〇）、〇〇（仮換地〇〇）、〇〇（仮換地〇〇）、〇〇（仮換地〇〇）の計 8 筆、地目はいずれも田、面積は計 1,635 m²（換地後の面積は計 1,230.09 m²）です。 〇〇株式会社が分譲住宅用地の用途で利用することに伴い、所有権を移転するため、令和 3 年 8 月 30 日付指令竹農委第 5-3-31 号で許可を受け、令和 3 年 12 月 27 日付指令竹農委第 5 変-3-16 号で履行延期を行い、令和 4 年 10 月 31 日付指令竹農委第 5 変-4-15 号で分譲地の区割変更をした土地です。 工事計画の完成期限を令和 4 年 12 月 31 日までから令和 5 年 3 月 31 日までに変更するため、履行延期承認申請があったものです。 工期後の申請であるため、所有者から始末書の提出を受けており、所有者は深く反省し、今後は関係法令を順守する旨誓約されております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に 6 番と 7 番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 7 ページ, 参考資料の 19～21 ページをご覧ください。 6 番の申請地は, 下野町〇〇, 〇〇の計 2 筆, 地目はいずれも田, 面積は計 825 m²です。 7 番の申請地は, 下野町〇〇, 〇〇, 〇〇の計 3 筆, 地目はいずれも田, 面積は計 2,431 m²です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い, 所有権を移転する許可を令和 3 年 12 月 27 日付指令竹農委第 5-3-56 号及び第 5-3-57 号にて受けたものです。 資材の入荷が遅れている等の理由により, 工期を令和 4 年 12 月 31 日までから, 令和 5 年 12 月 31 日までに変更するため, 履行延期承認申請があったものです。 工期後の申請であるため, 所有者から始末書の提出を受けており, 所有者は深く反省し, 今後は関係法令を順守する旨誓約されております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり
議 長	ないようですので, 本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に 8 番, 9 番, 10 番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 7 ページ, 参考資料の 22～25 ページをご覧ください。 8 番の申請地は, 下野町〇〇の 1 筆, 地目は田, 面積は 6,482 m²です。 9 番の申請地は, 下野町〇〇の 1 筆, 地目は田, 面積は 1,770 m²です。 10 番の申請地は, 下野町〇〇, 〇〇の計 2 筆, 地目は田が 1 筆, 畑が 1 筆, 面積は計 1,067 m²です。 農地改良をすることに伴い, 使用貸借権を設定する許可を平成 28 年 5 月 10 日付指令竹農委第 5 号にて受けたものです。 土砂埋立行為, 排水設備の設置が未完成であるため, 工期を令和 3 年 5 月 9 日までから, 令和 8 年 5 月 9 日までに変更するため, 履行延期承認申請があったものです。 工期後の申請であるため, 所有者から始末書の提出を受けており, 所有者は深く反省し, 今後は関係法令を順守する旨誓約されております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして，日程第 5，議案第 1 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 8 ページ，参考資料の 26～30 ページをご覧ください。 本議案は，「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 14,212 m ² ， 対象人員は，貸し手が 10 人，借り手が 3 人と 1 団体です。 内容につきましては，参考資料 26～30 ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合，令和 5 年 3 月 1 日付けで，公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって，議案第 1 1 号「農用地利用集積計画の決定について」は，原案のとおり決定いたします。 次に日程第 6，議案第 1 2 号「非農地証明申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 9 ページ，参考資料の 31 ページをご覧ください。 1 番の申請地は，高崎町〇〇の 1 筆，地目は畑，面積は 66 m ² です。 平成 6 年頃から管理しておらず，現在，山林の状態になっているため， 地目変更登記を行うために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本 推進委員	申請地は，高崎城会館から南西へ約 550m 付近にあります。 現地確認時，山林状態となっており，耕作不可能な状態になっていました。 説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 9 ページ、参考資料の 32 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、高崎町〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 6.25 m²です。 昭和 54 年頃から宅地として利用しているため、地目変更登記を行うために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本 推進委員	申請地は、J R 大乗駅から南西へ約 150m 付近にあります。 現地確認時、既に宅地として利用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 9 ページ、参考資料の 33 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、東野町〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 149 m²です。 明治時代から墓地として利用されており、地目変更登記を行うために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。

岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から東へ約 300m 付近にあります。 現地確認時、既に墓地として利用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に 4 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 9 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、新庄町〇〇、〇〇、〇〇の計 3 筆、地目はいずれも田、面積は計 2,031 m ² です。 20 年以上前から管理しておらず、現在、山林の状態になっているため、地目変更登記を行うために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は、賀茂川中学校から東へ約 1,000m 付近にあります。 現地確認時、山林状態となっており、耕作不可能な状態になっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に 5 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 10 ページ，参考資料の 3 ページをご覧ください。 5 番の申請地は，新庄町〇〇，〇〇の計 2 筆，地目はいずれも田，面積は計 1,143 m²です。 20 年以上前から管理しておらず，現在，山林の状態になっているため，地目変更登記を行うために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は，賀茂川中学校から東へ約 1,000m 付近にあります。 現地確認時，山林状態となっており，耕作不可能な状態になっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第 7，報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 11 ページ，参考資料の 34～42 ページをご覧ください。 令和 5 年 1 月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。 件数は 15 件，筆数は田 30 筆，畑 71 筆の計 101 筆，面積は計 44,435.48 m²の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の 34～42 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第 8，報告第 4 号「農地法第 4 条の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 12 ページ，参考資料の 43 ページをご覧ください。 令和 5 年 1 月に農業委員会に農業用施設の届出のあった件数，内容，面積について報告いたします。 件数は 2 件で，いずれも農道として利用し，面積は計 96 ㎡です。 詳細につきましては参考資料の 43 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
局 長	当初皆様には議案をお配りしていませんでしたが， 議案第 13 号「竹原市農業振興地域整備計画の変更（案）の協議について」を追加議案として提案いたします。事務局から説明いたします。
事務局	別紙「竹原農業振興地域整備（農用地区域）の見直しについて」をご覧ください。 ＜本資料を基に概要説明＞ 続いて，別紙「竹原農業振興地域整備計画書」をご覧ください。 ＜本資料を基に構成等概要説明＞ 続いて，別紙「土地利用計画図」をご覧ください。 ＜本資料を基に構成等概要説明＞
議 長	事務局の説明が終わりましたので，これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。
建山 推進委員	田万里地区のひょうたん池を整備することになっているが，現在使用していないため，その近くの大池を整備した方がいいのではないかな。
事務局員	ひょうたん池の整備は農業農村整備事業管理計画で定められているため，記載しているものです。そのため，本計画には記載し，他に必要な整備があれば，別途建設課へ事業要望していきます。
議 長	只今，事務局から説明がありましたので，そのように対応することとし，異議がない旨回答することにご異議はありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。
議 長	以上をもちまして、令和５年第２回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和５年２月２８日

議 長 祐本 征武

署名委員 土居 民喜